

大分市空き家等利活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等の利活用を促進するため交付する大分市空き家等利活用事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空き家等 空家等並びに建築物又はこれに附属する工作物であって、現に居住せず、又は近い将来において居住しないこととなるもの及びその敷地をいう。
- (3) 大分市住み替え情報バンク 大分市住み替え情報バンク制度要綱（平成22年12月16日施行。以下「バンク要綱」という。）第2条第3号に規定する住み替え情報バンクをいう。
- (4) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売

却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(5) 改修工事等 空き家等の機能又は性能を回復させ、従前の水準以上のものとする改修工事であって別表第1に掲げるもの又は改築工事若しくは増築工事をいう。

(6) 家財整理 空き家等（住宅部分に限る。以下この号において同じ。）に存在する家財（家具、衣類、食器、家電等をいう。以下同じ。）を整理し、当該空き家等から搬出し、及び家財を搬出した後の当該空き家等を清掃することをいう。

(7) 移住 県外から本市に転入の届出を行い、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に登録され、かつ、市内に生活の本拠を置くことをいう。ただし、職務上の転勤、出向等、大学進学等による一時的な転入その他これらに類する転入を除く。

(8) 移住者 本市へ移住をしてから1年を経過していない者をいう。

(9) 移住日 移住をした日をいう。

(10) 定住 第12条の大分市空き家等利活用事業補助金交付申請書兼実績報告書を提出する日から起算して市内に5年以上生活の本拠を置くことをいう。

(11) 事前申請者 事業の着手前に補助金（別表第2補助対象事業の欄に掲げる

流通促進事業（以下「流通促進事業」という。）、転用促進事業（以下「転用促進事業」という。）及び家財整理促進事業（以下「家財整理促進事業」という。）に係るものに限る。）の交付を申請しようとする者をいう。

(12) 事後申請者 事業の完了後に補助金（別表第2 補助対象事業の欄に掲げる移住者購入補助事業（以下「移住者購入補助事業」という。）に係るものに限る。）の交付を申請しようとする者をいう。

(13) 子育て世帯 移住者が、第12条の申請の時点において18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子を1人以上扶養している世帯をいう。
(補助対象空き家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に存すること。

(2) 居住の用に供する一戸建ての住宅（店舗、事務所等の用途を兼ねるものを含む。）であること（転用促進事業を行う場合を除く。）。

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反していないこと。

(4) 未登記のものでないこと。

(5) 大分市住み替え情報バンクに登録されている物件（以下「登録物件」とい

う。) であること (移住者購入補助事業に限る。)

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) 及び
補助対象事業の内容は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助対象事業 (移住者購入補助事業を除く。) は、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人に実施させなければならない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者 (以下「補助対象者」という。) は、別表
第2 補助対象者の欄に掲げるものであって、同表補助対象者の要件の欄に掲
げる要件を満たすものとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) 及び
補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助金と同様の趣旨の補
助等を受けている経費については、補助の対象としない。

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(事前申請者に係る交付の申請)

第7条 事前申請者は、補助金の交付の申請に当たっては、大分市空き家等利活

用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 空き家等について居住者又は利用者がいないことを証する書類（転用促進事業を実施する場合に限る。）
- (2) 改修工事等又は家財整理の見積書の写し
- (3) 空き家等の写真（全景及び改修工事等又は家財整理の実施箇所）及び当該写真の撮影箇所を示した図面
- (4) 改修工事等の内容が確認できる図面（流通促進事業又は転用促進事業を実施する場合に限る。）
- (5) 誓約書
- (6) 市区町村税完納証明書等（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (7) 空き家等に係る登記事項証明書（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (8) 空き家等に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し又はそれに代わる書類（流通促進事業又は転用促進事業を実施する場合に限る。）
- (9) 空き家等に対して行う補助対象事業に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し（流通促進事業又は転用促進事業を実施する場合であ

って、改修工事等について同項の規定による確認を受けることが必要なときに限る。)

- (10) 事業計画書（様式第2号）（転用促進事業を実施する場合に限る。）
- (11) 所有者等による承諾書の写し（転用促進事業を実施する場合であって、所有者等以外の者が申請するときに限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、同一の空き家等につき1回限りとする。ただし、流通促進事業及び家財整理促進事業は、併せて補助金の交付を受けることができる。

（事前申請者に係る交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市空き家等利活用事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（事前申請者に係る変更等の申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「事前申請補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「事前申請補

助事業」という。)の内容若しくは事前申請補助事業に要する予算を変更し、又は事前申請補助事業を中止しようとするときは、速やかに大分市空き家等利活用事業補助金変更等承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部又は全部を省略することができる。

(1) 変更の内容が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更等の申請があったときは、その内容を審査し、変更等について承認したときは、大分市空き家等利活用事業補助金変更等承認通知書(様式第5号。以下「変更等承認通知書」という。)により、事前申請補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(事前申請者に係る実績報告)

第10条 事前申請補助事業者は、事前申請補助事業が完了したときは、大分市空き家等利活用事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、事前申請補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の1月末日(やむを得ない事情があると市長が認める場合は、同年度の2月末日)のいずれか早い日までに、市

長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 交付決定通知書又は変更等承認通知書の写し
- (2) 空き家等について居住者又は利用者がいないことを証する書類（流通促進事業又は家財整理促進事業を実施した場合に限る。）
- (3) 改修工事等又は家財整理に係る工事請負契約書又は請書の写し
- (4) 空き家等の写真（改修工事等又は家財整理の実施中及び実施後の箇所）及び当該写真の撮影箇所を示した図面
- (5) 耐震性を有することを確認できる書類（昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた空き家等に限る。）
- (6) バンク要綱第4条第3項に規定する大分市住み替え情報バンク空き家等登録完了通知書の写し（流通促進事業又は家財整理促進事業を実施した場合に限る。）
- (7) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類
- (8) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（流通促進事業又は転用促進事業を実施した場合であって、改修工事等について同条第1項の規定による検査の申請が必要なときに限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(事前申請者に係る補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市空き家等利活用事業補助金額確定通知書(様式第7号。以下「補助金額確定通知書」という。)により、事前申請補助事業者に通知するものとする。

(事後申請者に係る交付の申請及び実績報告)

第12条 事後申請者は、補助金の交付の申請に当たっては、大分市空き家等利活用事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第8号。以下「申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 誓約書
- (3) 補助対象空き家等である住宅付近の地図
- (4) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類
- (5) 空き家等に係る登記事項証明書(所有権移転の登記後のものであり、申請の日前3月以内に交付されたものであること。)
- (6) 移住又は転居(市内において住所を変更することをいう。以下同じ。)後

の住所地の世帯全員の住民票の写し(申請の日前3月以内に交付されたものに限る。)

(7) 世帯全員の移住前の住所地における住民票の除票の写し

(8) 耐震性を有することを確認できる書類(昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた木造の空き家等に限る。)

(9) 本市の市税完納証明書及び移住前の住所地の市区町村における市区町村税完納証明書等(申請の日前3月以内に交付されたものに限る。)

(10) その他市長が必要と認める書類

(事後申請者に係る交付決定及び額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、大分市空き家等利活用事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第9号。以下「交付決定通知書兼補助金額確定通知書」という。)により、事後申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第14条 事前申請補助事業者又は前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」と総称する。)は、補助金の交付を請求しようとする

きは、大分市空き家等利活用事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) バンク要綱第4条第1項に規定する空き家等の登録後、3年以内に売買又は賃貸の成約以外の理由で、バンク要綱第7条第1項の規定による届出により当該空き家等の登録が廃止されたとき（流通促進事業又は家財整理促進事業に限る。）。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則、この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 申請書兼実績報告書を提出した日（以下「申請日」という。）から起算して5年を経過する日までに補助対象空き家等から住所を変更したとき。
- (6) その他市長が相当と認める理由があったとき。

（関係書類の保存）

第16条 補助事業者は、事前申請補助事業又は第13条の規定により交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」と総称する。）に係る書類及び帳簿を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（報告等）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助事業者は、報告等を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

（市への協力）

第18条 補助事業者は、本市が行うアンケート調査等に協力するものとする。

（補助事業の公開）

第19条 市長は、補助事業の内容を本市のホームページ、パンフレットその他これらに類するものにより公開するものとする。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年 5月 28日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市空き家等利活用事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年 5月 25日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市空き家等利活用事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

改修工事の種類	改修工事の内容
外装工事	屋根、外壁等の改修
内装工事	内壁、床（畳）、天井等の改修
建具工事	戸、ふすま、障子、シャッター等の改修
設備工事	電気設備、ガス設備、空調設備等の改修
給排水工事	キッチン、洗面、トイレ、浴室等の改修
外構工事	門、塀、車庫、カーポート、アプローチ等の改修
その他の作業	シロアリ駆除、庭木の剪定及び除草等

備考 その他の作業は、外装工事、内装工事、建具工事、設備工事、給排水工事又は外構工事と同時に実施するものであって、市長が必要と認めるものに限る。

別表第2(第2条、第4条、第5条、第6条関係)

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象者	補助対象者の要件	補助対象経費	補助金の額
流通促進事業	補助対象空き家等の改修工事等を行い、バンク要綱第4条第1項に規定する空き家等の登録を行う事業	空き家等の所有者等 (個人に限る。)		補助対象事業に要する経費(改修工事等に係る経費に限り、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第19条に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関する料金、大分都市計画下水道事業受益者負担等に関する条例(昭和47年大分市条例第1号)第4条第1項に規定する受益者が負担する負担金その他の手数料、分担金、負担金等並びに家具、カーテン、ブラインド、消火器その他の消耗品又は備品の購入及び設置に要する経費を除く。)	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか少ない方の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
転用促進事業	補助対象空き家等であって、空家等に該当するものの改修工事等を行い、次に掲げる用途に応じ、それぞれ次に定める施設に転用する事業(10年以上活用するものに限る。)であって、地域活性化に資すると市長が認めるもの (1) 福祉用途 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、コミュニティセンター(社会教育法(昭和24年法律第207号)第42条に規定する公民館類似施設を除く。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設その他の子育て世帯、地域住民、高齢者、障がい者等の福祉の向上に資する施設 (2) 文化用途 創作活動又は創作活動に係る共同生活を送るための施設その他市民文化の向上に資する施設 (3) その他市長が必要と認める用途 市長が必要と認める施設	空家等の所有者等 (所有者等から改修工事等について承諾を得た者を含む。)	(1) 市区町村税を滞納していないこと。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。	補助対象事業に要する経費(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない方の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
家財整理促進事業	補助対象空き家等の家財整理を行い、バンク要綱第4条第1項に規定する空き家等の登録を行う事業。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の排出をする行為 (2) その他市長が補助対象事業として不適当と認めるもの	空き家等の所有者等 (個人に限る。)		補助対象事業に要する経費(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)	補助対象経費の額又は10万円のいずれか少ない方の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
移住者購入補助事業	移住を予定する者又は移住者が、補助対象空き家等を購入し、登記名義人(共有名義の場合は、共有名義人の一人)となった日(所有権移転登記が完了した日をいう。)から起算して5年以内に移住又は転居をする事業。ただし、当該補助対象空き家等に係る売買契約の相手方は、3親等以内の親族でないこと。	移住者	(1) 本人及びその世帯の構成員(以下「本人等」という。)が、申請日において移住日から起算して1年を経過していないこと。ただし、大分県又は大分県内の市町村が実施する定住を前提とする教育機関への就学又は長期間の研修への参加、地域おこし協力隊等の活動への従事等の期間については、その期間を除外する。 (2) 本人等が本市に転入の届出をする直前に連続して1年以上県外に在住していること。 (3) 本人等が、本市及び移住前の住所地の市区町村税を滞納していないこと。 (4) 本人等が日本人又は外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者のいずれかの在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者である者に限る。)であること。 (5) 暴力団員等でないこと。 (6) 登録物件において定住を誓約できる者であること。	補助対象空き家等の購入に要する経費(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)	補助対象経費の額又は50万円のいずれか少ない方の額(子育て世帯に該当する場合は、補助対象経費の額又は75万円のいずれか少ない方の額)(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)